

## 平成23年8月診療分（9月請求分）以降に係る レセプトの請求の取扱いについて（第15報）

### 1 7月診療分以降の請求の取扱い

#### 請求の取扱いについて

支払猶予の取扱いについては、6月末日で終了となりました。

平成23年7月1日からは、原則として、保険者から交付された一部負担金等の免除証明書を提示して受診した場合のみ、窓口での一部負担金等の支払いが免除されます。

医療機関の窓口において、一部負担金等の支払いを免除した場合のレセプトの請求方法は以下のとおりです。

（紙レセプトによる請求）

- ・ レセプトの欄外上部に「災1」と記載します。
- ・ 一部負担金欄に「免除」と記載します。

（電子レセプトによる請求）

- ・ レセプト共通レコードのレセプト特記事項に「96」と記録します。
- ・ 保険者レコードの減免区分に「2：免除」と記録します。
- ・ 摘要欄に「災1」と記録します。

なお、レセプト作成の際には、記載、記録漏れの無いようお願いいたします。

#### 入院時食事療養費等の標準負担額の免除の取扱い期間について

入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額については、支払いの免除期間を平成23年8月31日までと予定されていましたが、被災地の状況等を踏まえ、平成23年9月以降も当面、支払いを免除することとされました。

なお、免除証明書の取扱いについては、標準負担額の免除の有効期間が平成23年8月31日までとされているもの等がありますが、その記載内容にかかわらず、当面有効なものとして取扱うことができるとされました。

## 2 9月請求分以降のオンライン請求猶予の保険医療機関等の取扱い

震災により、災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に震災の日において所在地を有する保険医療機関等から、震災による電気通信回線の機能障害又はレセプトコンピュータの故障等により、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第4条第5項第5号に該当する旨を支払基金支部及び国保連合会に届け出た保険医療機関等については、同条第7項の規定にかかわらず、平成23年8月の診療報酬請求時までの間について、猶予届の届出が免除することとされていましたが、平成23年9月診療報酬請求分以降については、当該届出を支払基金支部及び国保連合会に毎月届け出る取扱いとなります。

### 【参考】

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年八月二日）（厚生省令第三十六号）

附則

（療養の給付費等の請求に係る経過措置）

第4条の第5項の第5号

その他電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことが特に困難な事情がある保険医療機関又は保険薬局 当該請求

第4条の第7項

保険医療機関又は保険薬局は、第五項第一号、第二号又は第五号に該当する旨の届出を行うに当たり、当該届出をあらかじめ行えないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該届出に係る療養の給付費等の請求の日当該届出を行うことができる。この場合にあつては、前項の資料は当該療養の給付費等の請求の事後において、速やかに審査支払機関に提出するものとする。